

撮影条件

【支払い】

- (1) 撮影を行おうとする者（以下「撮影者」という。）は、京都国立博物館（以下「当館」という。）が指定する期日の午後5時までに、撮影料をお支払いください。
- (2) 撮影料の納入が確認できない場合、当日撮影できません。
- (3) 本申請書を当館職員が受け取り、許可した時点で、本予約となります。本予約後の取消、日程変更はできません。ご利用の有無に関わらず撮影料（満額）をお支払いください。ただし、次に該当する場合を除きます。なお、この場合も撮影料を除く損害について、当館は一切補償しません。
 - ・当館の都合による場合
 - ・天災等の不可抗力による場合（暴風・震災等により危険が予想される場合等）
 - ・《日程変更のみ》撮影者都合によらないやむをえない事情による場合（屋外利用時の荒天が予想される場合等。ただし、発行済みの請求書記載の振込期限または変更後利用日前日のいずれか早い日までにお振り込みいただける場合に限る。）

【利用制限】

- (1) 次のいずれかに該当する利用は認められません。
 - ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
 - ・集団的・常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
 - ・特定の政治、宗教又は思想若しくはそれに類する主張を表現したものと認められるとき
 - ・特定の個人、団体等を誹謗し、その名誉を傷つけるおそれがある活動と認められるとき
 - ・物品販売など営利を主たる目的とするとき
 - ・当館の建物・資料・設備・業務等に支障をきたすおそれがあると認められるとき
 - ・撮影者及びその関係者が、京都国立博物館建物等の撮影に関する要項又は職員及び委託業者従業員等職員等（以下「職員等」という。）の指示に反するおそれがあると認められるとき
 - ・その他撮影を許可することが適当でないとき
- (2) 撮影許可後についても、上記に該当すると当館が判断した場合、許可の取り消し及び利用停止・即時退館の処置をとります。また、それに伴い発生した損害について、当館は一切補償しません。

【持ち込み物・搬入等】

- (1) 撮影に必要な一切の器材、電源等は、全て撮影者が用意するとともに、事前に職員等に御相談ください。
- (2) 飲食物・植物・水・火気の持ち込み、スモークの使用、重低音の発生、文化財及び鑑賞環境等への影響が懸念される事項については、事前に御相談ください。
- (3) 撮影に要する車両については、台数及び駐車場所等を事前に御相談ください。
- (4) 物販の可否については事前にご相談ください。可の場合は売上見合いとして各商品の販売合計額の10%以上を当館へお支払いください。

【当日】

- (1) 撮影場所以外の立ち入りは禁止します。
- (2) 当館開館時間中の一般参加者の方の御来館には別途、観覧料が発生します。
- (3) 定められた場所以外での喫煙・飲食は禁止します。場所については事前に御確認ください。
- (4) 撮影後は、火気その他後片付けをして、撮影等により生じたゴミ等は、お持ち帰りください。
- (5) 申請時間内で、準備・清掃・撤収まで完了してください。
- (6) 撮影場所について、利用による破損等を防ぐため、事前に職員等の指示により養生するとともに、利用後は原状回復をお願いします。
- (7) 建物、備品、樹木等を損傷した場合には、遅滞なく報告し、職員等立会いの下、直ちに復旧するか、又はその費用を弁償してください。
- (8) 緊急事態発生時及びその他建物の利用に当たっては、職員等の指示に従ってください。
- (9) 利用目的以外の行為、及び、第三者による利用は禁止します。
- (10) 所有権、著作権、肖像権等法令上の問題が生じた場合は、撮影者が責任を負うこと。

【成果物】

- (1) 撮影に伴う成果物のクレジットに「撮影協力：京都国立博物館」等と明記すること。
- (2) 成果物は、博物館へ2部提出すること。
- (3) 撮影した内容等は、利用目的以外には利用しないこと。